

相模女子大学・相模女子大学短期大学部動物実験に関する規程

平成29年11月15日

制定

(目的)

第1条 この規程は、相模女子大学・相模女子大学短期大学部（以下「本学」という。）において動物実験を計画及び実施する際に、動物愛護、環境保全、並びに動物実験を実施する教職員・学生等の安全確保の観点から遵守すべき事項を示し、適正に動物実験を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「実験動物」とは、実験のために本学に導入してから実験が終了するまで飼養・保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいい、施設等に導入するために輸送中のものを含む。
- (2) 「動物実験」とは、実験動物を教育、試験研究又は材料採取その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 「実験者」とは、動物実験等を行う者をいう。
- (4) 「実験責任者」とは、実験者のうち、実験動物の飼養及び管理、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (5) 「管理者」とは、実験動物又は飼育施設等を管理する者をいう。
- (6) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (7) 「飼養者」とは、実験動物の飼養を担当する職員及び動物飼養のために雇用された者並びに実験責任者又は実験実施者の下で動物の飼養及び管理に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学で行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験に適用する。

(動物実験委員会の設置)

第4条 学長は、本学において実施される動物実験等の最終的な責任を有する。

- 2 実験動物の飼育管理及び動物実験の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、学長の下に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、本規程の適正な運用を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が本規程に適合していることの審議
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
 - (3) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容
 - (4) 自己点検・評価に関すること
 - (5) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること
- 2 委員会は、学長より委嘱された次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 本学で動物実験に携わる教員（助手を含む） 若干名
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名

- (3) 実験動物等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) その他学識経験を有する者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長を務める。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員会は、委員の2分の1以上の出席で議決を行い、出席委員の2分の1以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
(実験動物の飼育及び動物実験実施場所)

第6条 実験動物の飼育は、動物飼育室（9号館934教室・935教室）で行う。

- 2 動物実験は、生体系実験実習室（5号館531教室）、動物実験室（9号館937教室）、共同実験室（9号館944教室・945教室）、公衆衛生学実験準備室（9号館946教室）、公衆衛生学機器室（9号館947教室）を使用するものとし、原則としてそれ以外の場所を使用してはならない。
(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義
 - (2) 代替法の考慮
 - (3) 目的に適した実験動物種及び実験動物数の選定
 - (4) 遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼育条件
 - (5) 苦痛の軽減・排除の方法
 - (6) 実験終了後の処置方法
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議する。
 - 3 委員会は、審査結果を学長に報告し、学長が実験実施を承認する。
 - 4 動物実験責任者は、前項の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 5 動物実験責任者は、動物実験等の実施期間を適正に設定し、動物実験等を必要以上長期間行わないように努める。設定した終了日までに動物実験等が終了しない場合、期間を変更することができる。ただし、最終的な実施期間は最初の動物実験計画書に記入した開始日から最長で5年までとする。

(実験動物の飼養及び保管)

第8条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、実験者及び飼養者に周知しなければならない。

- 2 実験動物管理者、実験者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて給餌、給水等の適切な飼育管理を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者、実験者及び飼養者は、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。
- 4 実験動物管理者、実験者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

5 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

(実験操作及び実験終了後の処置)

第9条 実験者は、動物愛護と科学的に適正な動物実験を実施するため、動物実験計画書に記載された事項の遵守及び適切な麻酔等の使用、実験終了時期の配慮、適切な安楽死の選択を行うことにより、実験動物に無用な苦痛を与えないように配慮しなければならない。

2 実験者は、実験動物の死体の保管に当たっては、冷蔵又は冷凍によって悪臭の発生及び病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

3 実験者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(安全管理に注意を要する実験)

第10条 実験者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験を実施する場合、及び遺伝子組換え生物を用いる動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、生態系への悪影響や飼育環境の汚染を防止することに積極的に努めなければならない。

2 実験者は、人に危害を与える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 実験者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第11条 実験者は、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を受けなければならない。

- (1) 動物実験に関する関連法令、指針
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- (自己点検・評価・検証)

第12条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関して、自己点検・評価を行わせる。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、自己点検・評価の結果にもとづき、実験者に必要な改善措置を行わせる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努める。

(情報公開)

第13条 本学における動物実験等に関する情報（動物実験に関する規程、動物実験の実施状況自己点検・評価及び検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

(事務所管)

第14条 委員会に関する事務は、学術研究支援課が行う。

(細則)

第15条 この規程の運用に関する事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年11月15日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、相模女子大学・相模女子大学短期大学部動物実験に関する規程（平成16年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 平成30年3月14日一部改正、平成30年4月1日から施行する。
- 4 令和元年9月11日一部改正、令和元年10月1日から施行する。
- 5 令和2年12月9日一部改正、令和2年8月4日から施行する。